

平成 29 年 10 月 3 日

株 主 各 位

大阪府摂津市南別府町 15 番 21 号  
**株 式 会 社 瑞 光**  
代表取締役社長 和田 昇

### 第 55 期中間配当金の支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓 株主の皆様には、格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、平成 29 年 10 月 2 日開催の当社取締役会決議により、第 55 期（平成 29 年 2 月 21 日から平成 30 年 2 月 20 日）の中間配当金の支払いにつきましては、下記のとおりとなりますのでご通知申し上げます。

敬具

#### 記

当社定款の規定にもとづき、平成 29 年 8 月 20 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 1. 中間配当金          | 1 株につき金 20 円          |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 平成 29 年 11 月 1 日(水曜日) |

以上

#### ※中間配当金のお支払について

中間配当金のお支払いに関する書類は、きたる 10 月 31 日にお届出ご住所あてにご送付申し上げる予定でございます。

#### ※中間配当決議通知はがきの郵送廃止について

昨年まで株主の皆さまに「中間配当金のお支払に関する取締役会決議ご通知」と題した郵便はがきをお送りしておりましたが、本年より同はがきの郵送を廃止させていただきます。

今後は、当社ホームページ (<http://www.zuiko.co.jp>) にてご案内させていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。